核廃絶に向けた取り組みを求める意見書 (案)

日本への原爆投下から76年となる本年、核兵器禁止条約の批准書や受託書を国連に寄託した国・地域が発効に必要な「50」に達し、規定に基づき20 21年1月22日に発効した。

この条約は、核兵器の開発、実験、製造、備蓄、移譲、使用及び威嚇など核 兵器にかかわる活動を全面的に禁止するとともに、初めて核兵器を違法とする 国際法規範が誕生し、核廃絶を目指す画期的なものとなっている。

核兵器禁止条約の交渉が進むさなかに日本が立ち上げを表明し、これまで会合を重ねてきた「核軍縮の実質的な進展のための賢人会議」は、核保有国、核依存国、非保有国の識者による議論を踏まえ、国際社会は、立場の違いを狭め、また究極的にはなくすため、直ちに行動しなければならない。

全ての関係者は、たとえ異なる見方を持っていたとしても、核の危険を減ら すために協働することができるとの共通認識を示している。

しかし、核軍縮をめぐる状況は遅々として進んでおらず、これまで以上に危機感を持って取り組んでいかなければならない。

よって、国においては、唯一の戦争被爆国として、核廃絶に向け核兵器国と 非核兵器国との「真の橋渡し」の役割を担うため、下記の事項について早急に 取り組むことを強く求めるものである。

記

- 1 新型コロナウイルス感染症拡大により延期となっている第10回NPT運用検討会議に関し、同会議が開催される際には、成果文書のコンセンサス採択に向け、「核軍縮の実質的な進展のための賢人会議」やNPDI(軍縮・不拡散イニシアティブ)での成果の反映などにより、共通基盤の形成に貢献すること。
- 2 核兵器禁止条約については、同条約をめぐって深まった「溝」の橋渡しを はじめ、締約国会合へのオブザーバー参加など、我が国の貢献のあり方を検 討していくこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年3月18日

様

(提 出 者) 多田 純一 藤本眞利子 中西 徹 林 隆一

(意見書提出先) 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 外務大臣